不動産競売事件の申立書類等について（令和元年１０月１日から）

徳島地方裁判所

１　不動産競売申立てに必要な書類

別紙を参考にしてください。

２　不動産競売申立てに必要な費用

(1)　収入印紙

ア　競売申立手数料

(ｱ)　担保不動産競売の場合

担保権１個（共同担保は１個と数える）×４，０００円

(ｲ)　強制競売の場合

債務名義１個（債務者複数の場合はその人数）×４，０００円

イ　代理人許可申請手数料

この申請をする場合は５００円

(2)　郵便切手

不要。

ただし，予納金を納付するための保管金提出書等について，郵送を希望される場合には，郵便切手８４円添付の返信用封筒を申立書に添付してください。

(3)　登録免許税

下記の計算により算出した額の「収入印紙」又は「国庫金領収済通知書の領収証」

※　３万円を超える場合には,「国庫金領収済通知書の領収証」で提出してください。

請求債権額（1,000円未満切捨て）×０．００４

＝登録免許税（100円未満切捨て）

請求債権額は，元金，利息，確定損害金の合計額となります。根抵当権で，請求債権額が極度額を超える場合は,極度額を請求債権額として計算します。

共同担保の目的物件が裁判所の管轄を異にする場合，一方は上記計算式により，他方は不動産１個につき１５００円となります。

(4)　民事執行予納金（現金）

物件数が３個まで５０万円，３個を超え６個まで８０万円，６個を超えるものについては一律１００万円とし，不足が生じる場合には，相当額を追納していただきます。また，申し立てた物件全てにつき先行差押がある場合には，一律１０万円とします。

	提出書類	部数		注意事項等
		原本	写し	
1	競売申立書	1		用紙はＡ４縦判に横書きにしてください。申立書は，①申立書１枚目，②当事者目録，③担保権・被担保債権・請求債権目録（強制競売の場合は，請求債権目録），④物件目録で構成し，これをまとめて左綴じにしてください。また，書類下部に丁数を付してください。丁数を付せば，契印は不要です。
2	担保権・被担保債権・請求債権目録（強制競売の場合は，請求債権目録）		5	この写しには，捨印を押したり，丁数を付したりしないでください。計算表等の別表を引用している場合は，別表も添付してください。
3	執行力のある債務名義正本	1		強制競売の場合に必要です。送達証明書については，確定証明書による代用はできません。債務名義に更正決定がある場合は，その正本と送達証明書も必要です。
4	債務名義の送達証明書	1		
5	目的物件の登記事項証明書	1	2	発行後１か月以内のものを提出してください。目的物件が土地，建物の一方だけの場合は，他方の登記事項証明書も必要です。敷地権付き区分所有建物の場合は，敷地たる土地の登記事項証明書も必要です。
6	目的物件の固定資産公課証明書	1	2	固定資産の税額（固定資産税や都市計画税）及び評価額を証明しているものが必要です。市町村によって，１通で両方取得できる場合と，２通になる場合がありますので，確認の上，取得してください。非課税又は未課税の場合で，証明書に記載がないときは，別途，非課税又は未課税の旨の証明書も提出してください。
7	資格証明書（商業・法人登記の事項証明書でも可）	1		法人の債権者・債務者・所有者について必要です。発行後３か月以内のものを提出してください。不動産登記記録上や債務名義上の所在地から移転がある場合は，現所在地までの連続性を明らかにできる履歴事項証明書等も提出してください。
8	住民票（マイナンバーの記載のないもの）	1		自然人の債務者・所有者について必要です。発行後１か月以内のものを提出してください。不動産登記記録上や債務名義上の住所から転居している場合は，現住所までの連続性を明らかにできる戸籍附票等も提出してください。
9	代理人許可申請書	1		弁護士以外の代理人が申立てや競売手続上の一定の行為をする場合に必要となります。申請書には５００円分の収入印紙，委任状，代理人と本人との関係を証する書面（社員証明書等）を添付してください。
10	破産管財人が選任されていることの証明書	1	2	債務者・所有者が破産手続開始決定を受け，破産管財人が選任されている場合に提出してください。破産裁判所に申請し，取得してください。破産者が法人の場合，資格証明書に破産管財人の記載があれば，改めて破産裁判所の証明書は必要ありません。
11	不動産登記法１４条地図又は公図	1	2	①目的物が土地，建物の一方だけの場合は他方の図面も必要です。敷地権付き区分所有建物の場合は，敷地たる土地の図面も必要です。 ②法務局に備え付けがなく提出できない場合は，その旨の上申書を作成し，原本１部，写し２部を提出してください。
12	地積測量図	1	2	
13	建物図面，各階平面図	1	2	
14	物件案内図		3	目的物件の所在地が分かるようなものを添付してください。
15	事件進行に関する回答書		3	添付の照会書にご回答のうえ，提出してください。
16	続行決定申請書	1		目的物件に税務署，地方局，市町村等の「差押」登記がある場合に必要となります。
17	仮差押決定正本		1	強制競売が，仮差押の本執行移行である場合に提出してください。
18	特別売却に関する意見書	1		申立書に，特別売却に関する意見が記載されている場合は不要です。